

地域防災計画

令和8年3月改訂版



WEB版

概要（あらし）

- いの町地域防災計画は、“災害対策基本法”及び“水防法”の規定に基づき、いの町の防災会議が地域の实情に即して作成する災害対策全般にわたる基本的な計画です。
- この計画は、いの町、高知県、防災関係機関、公共的団体及び町民等が、それぞれの役割分担のもと協力し、持続可能な開発目標(SDGs)やLGBTQ+(性的マイノリティ)等の観点を踏まえ、流域治水対策をはじめ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。
- この実現に向けて、3つの基本方針を設定します。

1 災害に強いまちづくり

ハード・ソフト両面の対策により災害に備え、“自分たちの安全は自分たちで守る”という意識を持って行動します。

2 要配慮者に配慮した防災体制づくり

要配慮者の視点からの防災対策を考え、地域で助け合う人材の確保と育成を図る取組を推進します。

3 コミュニティ防災力の向上

町民・事業者など多様な主体が相互に連携し、協働・参画して防災の取組を推進します。



災害が起きたときに、町民一人ひとりがどう行動し、地域でどのように助け合うかを、あらかじめ定めた計画だよ。



一般対策編

一般対策編は、風水害対策を想定し、地域の防災のための具体的な行動計画を定めています。




1

防災体制の整備

- いの町防災会議 町地域防災計画：P.15
 - いの町防災会議の設置
 - 災害対策の方針を決定等
- いの町災害対策本部 P.74~88
 - いの町災害対策本部の設置
 - 災害時に迅速な災害対策を実施等
- 各地域のポイント P.12~13
 - 市街地部と山間部における自助、共助、公助の活動のポイント等
- 防災関係機関との連携 P.16~23
 - 防災関係機関の相互の連携、協力
 - 防災関係機関の責務


2

情報の収集・伝達

- 気象情報の収集 P.109~114,126~127
 - 新しい防災気象情報➔ 
- 情報伝達手段 P.88~90,129
 - いの町防災・行政アプリ➔ 
 - 防災行政無線（同報系）➔ 
 - 緊急速報メール、エリアメール等


3

避難体制の整備

- マイ・タイムライン P.64
 - 自主的な避難を促すため、自らがとるべき避難行動計画の作成を支援等 
- 避難情報 P.126~127
 - 住民の積極的な避難行動を喚起するための情報
 - 災害の危険度に応じて、以下の避難情報を町長が発令等

4

災害ごとの対策

- 流域治水 P.34~36
 - 気候変動を踏まえ仁淀川等流域全体で協力して行う水害対策の推進等
- 雪害等の対策 P.177~178
 - 大雪による雪崩、インフラ対策（凍結による水道管の破裂等）
- 土砂災害 P.30~32
 - 土砂災害を予防する施設及び体制の整備等
- ハザードマップ P.66~68
 - マップの作成・配布 
 - いの町土砂災害ハザードマップ
 - いの町地震防災マップ
 - いの町宇治川洪水・土砂ハザードマップ
 - いの町仁淀川ハザードマップ

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から 全員避難
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！




いの町地域防災計画
最新版はこちら➡




5 救助・救援

- 人命救助 P. 141
 - 人命救助はすべての活動に優先等
- 消防・警察との連携 P. 68, 95
 - いの町の避難計画に基づく支援等
- 民間・ボランティアとの連携 P. 58~60
 - いの町災害ボランティアセンターの設置
 - 避難支援活動における連携等
- 自衛隊の災害派遣 P. 179~183
 - 災害派遣の要請・受け入れ等
- 物資の輸送 P. 143~148
 - 関係機関等と協力して行う緊急輸送体制の整備等

6 避難施設の運営と生活支援

- 避難所・緊急避難場所 P. 69~73
 - 避難施設一覧➡ 
 - 避難体制の整備
- 要配慮者支援 P. 51~57
 - いの町災害時要配慮者支援実施の手引き➡ 
- 避難行動 P. 126~127
 - 基本は町民自らが自主的に避難等
- ペットの災害対策 P. 158~159
 - ペット等の保護及び危害防止のための協力体制の確立
 - ペットとの同行避難等 

7 ライフライン、復興等

- ライフラインの応急対策 P. 37~38, 162~164
 - 電気、ガス、上下水道、通信等の生活を支えるインフラ対策
- 住宅再建・生活再建 P. 189~191
 - 総合的な相談窓口の設置 
 - 罹災証明書の交付
 - 被災者生活再建支援法による支援
 - 住宅確保対策等
- 災害記録・教訓の継承 P. 43, 117
 - 被害状況の写真や動画を記録
 - 災害教訓の伝承等
- 復旧等の基本方向の決定 P. 184~186
 - 早期復旧を目標に実施

8 防災教育・地域防災力



- 住民・学校・企業 P. 42~44, 50~51
 - 防災知識の普及・啓発活動
 - 事業継続計画の作成を促進
 - 防災士資格取得の推進等
- 自主防災組織 P. 14, 46~51
 - 自分たちの地域は自分たちで守る自主防災組織の活動支援等
- 消防団 P. 57~58
 - 消防団を中心とした地域の防災体制等
- 訓練・学習会 P. 44~46, 91~92
 - 実践的な防災訓練の実施
 - 防災担当者等の人材育成のための学習会等

地震編

地震編は、地域全体が一体となって、災害に強いまちづくりを推進するための具体的な活動計画を定めています。

1

地震への備え

- 建物の耐震化 P. 31
 - 建物の安全確保等
 - いの町住宅耐震化補助金➔ 
- 防災施設の整備 P. 30~31
 - 地震防災上緊急整備すべき施設等
- 防災教育 P. 32, 70~71
 - 震災に強い人・地域づくりのための防災教育等
- 地域防災訓練 P. 33
 - 実践的な防災訓練を、年1回以上実施等
- 南海トラフ地震臨時情報 P. 15~20
 - 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の対応等
 - 南海トラフ地震臨時情報➔ 


2

発災時の対応

- 被害状況の把握 P. 50~53
 - 自主防災組織、消防団等と連携し人命に関わる情報収集を最優先
- 人命救助 P. 57
 - 人命救助はすべての活動に優先
 - 住民・自主防災組織・消防団等は地域の救助活動を実施等
- 消火活動 P. 56~57
 - 初期消火体制の確立等
- 避難誘導 P. 54~56
 - 住民の安全確保、災害の拡大防止
- 避難所の開設 P. 56
 - 施設の安全確認
- 自衛隊の災害派遣 P. 62
 - 災害派遣の要請・受け入れ等

3

避難・救助活動

- 避難所の運営 P. 56
 - 住民主体の避難所運営、避難所運営マニュアルの作成等
- 要配慮者支援 P. 44, 60
 - いの町災害時要配慮者支援実施の手引き➔ 
- 医療救護活動 P. 43, 44, 66
 - 医療救護活動に関する情報収集体制の整備等
- 住民・自主防災組織の連携 P. 41~42
 - 平常時より避難誘導體制を整備等

4

復旧・復興

- 災害復旧・復興対策 P. 63
 - 復興方針、復興計画の作成
 - 都市計画区域内の事前復興計画づくり
- 重点的な取り組み P. 64~68
 - 命を守る対策
 - 命をつなぐ対策
 - 震災に強い人・地域づくり対策
- 町民への防災教育 P. 67~68
 - 最低3日分(可能なら1週間)の水・食料等の個人備蓄やローリングストック(使った分だけ買い足す備蓄方法)の促進等